一熊本県公報

第 1 0 9 8 6 号 平成 15 年 5 月 28 日 (水) (毎週 月・水・金発行)

目 次

	熊熊				党規																								··()		事計		課) 課)	1 2
00	生生公知	活活有的	保記水	護 護 選 世	にに立	よて	るし	指ゆ	定ん	医功	療認	機 可	関 🕯	等	の 	廃	止.										· (保記(体	<i>"</i> 魚	港) 課)	2 3 3 4
0	肥肥肥福	料注	登卸総合	禄 合 惶	· · · 計報	 シ	ス	テ	 Д	開	発	 に		 す	る	基	本	検	 討	業	務	委	託し	 こも	系る	· · ·	般	競負			")	4 4 5
00	熊住	本見	県基	立大	; 学 ì 帳	清ネ	掃ツ	業ト	務ワ	委一	託ク	契シ	約つ	のテ	落ム	札に	者係	等る	の都	決道	定府	県	ネ、	 ツ l	トワ	 1 <u>—</u>	 ク・	 の 騒		弘学	文	書	課)	5 7
		登	Ē	餀	依		頼																											8

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- (1) 別表第3中「船舶職員法」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に改めることと した。
- (2) この規則は、平成15年6月1日から施行することとした。

◇熊本県会計規則の一部を改正する規則

- (1) 普通財産(不動産に限る。)の売払いに係る入札において、当該入札の執行前に予定価格を公にすることができる旨を加えることとした。
- (2) この規則は、平成15年6月1日から施行することとした。

規則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成15年5月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第34号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年熊本県規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表第3(第5条関係)総トン数50トン以上の船舶の項中「船舶職員法」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)」に、同表総トン数5トン以上50トン未満の船舶の項中「船舶職員法」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に改める。

附即

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成15年5月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子